

京都市訓令甲第 28 号

庁 中 一 般

区 役 所

事 業 所

京都市職員研修規程の一部を次のように改正する。

平成 25 年 3 月 29 日

京都市長 門 川 大 作

令達先を次のように改める。

庁 中 一 般

区 役 所

事 業 所

附 則

この訓令は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

(行財政局人材活性化推進室)